

安定した医療サービスや介護サービスをいつまでも

# 国民健康保険税と

## 介護保険料のお知らせ



●お問い合わせ 保険課保険税担当（東庁舎2階）  
 介護保険制度全般は高齢福祉課（本庁舎北別棟）  
 平成30年度の国民健康保険税、介護保険料の通知書を7月中旬に発送します。  
 ご確認の上、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

☎34-3215 ③39-2523  
 ☎34-3213 ④34-3016

### 国民健康保険税

加入世帯の世帯主の方へ納税通知書を発送します。安心して医療サービスが受けられるように保険税の納付をお願いします。必ず納期限までに納付しましょう。（左ページの表のとおり）

### ■コンビニで納付できます

市指定金融機関のほか、24時間納付ができる全国のコンビニエンスストアもご利用いただけます。取扱店等の詳細は、納付書の裏面をご覧ください。



### ■口座振替にしましょう

口座振替なら納付に向く手間が省け、納め忘れもなく安心です。原則、申し込み月の翌月末以降から口座振替が開始されます。一度の手続で自動的に継続となりますので、安心して便利な口座振替をぜひご利用ください。

### ■特別徴収（年金天引き）

次の5項目全てに該当する方は、世帯主の年金から保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていただきます。①世帯主が国民健康保険に加入している。

②国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯である。

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である。

④介護保険料が年金天引きされている。

⑤国民健康保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金の額の半分以上を超えない。

納税通知書の「特別徴収分」の記載内容をご確認ください。特別徴収が始まると翌年の4月、6月、8月も仮徴収として特別徴収を継続します。特別徴収が不都合な場合は、申し出により納付方法を口座振替に変更できますのでご相談ください。

### 今年度の制度改正

#### ■軽減措置の拡大

軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定で、被保険者の数に乘すべき金額を表①のとおり改正しました。

①5割軽減 27万5000円

（改正前：27万円）

②2割軽減 50万円

（改正前：49万円）

※国保加入者が未申告の場合

#### 課税限度額を改正しました

区分	課税限度額	
	現行	改正後
医療保険分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円(据置き)
介護保険分	16万円	16万円(据置き)

基礎課税限度額58万円  
 （改正前：54万円）

#### ■課税限度額引き上げ

は、軽減が受けられなくなる可能性があります。詳しくは保険課へ

表①

軽減割合	軽減判定所得基準額	
	現行	改正後
7割	33万円以下	33万円以下(据置き)
5割	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
2割	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

# 平成30年度 国民健康保険税・介護保険料納期限

## 保険税収納率向上の 取り組み

市では、税負担の公平性の確保を図るため、滞納世帯への訪問徴収や電話による催告等を行い、税収の確保に努めています。

特別な事情もなく滞納し、何ら連絡のない方や納付約束不履行の方に対しては、財産調査の上、差押処分を行うこともあります。

## 介護保険料 納入通知書を発送

平成29年分所得により平成30年度の算定を行い、65歳以上の方（第1号被保険者）に納入通知書を発送します。

介護が必要となったとき、安心して介護サービスを受けられるよ



国民健康保険税	介護保険料	納期限
—	第1期(仮算定)	5月1日(火)
—	第2期(仮算定)	5月31日(木)
—	第3期(仮算定)	7月2日(月)
第1期	第4期	7月31日(火)
第2期	第5期	8月31日(金)
第3期	第6期	10月1日(月)
第4期	第7期	10月31日(水)
第5期	第8期	11月30日(金)
第6期	第9期	12月25日(火)
第7期	第10期	1月31日(木)
第8期	第11期	2月28日(木)
第9期	第12期	4月1日(月)

特別徴収(年金天引き)の場合は該当しません。介護保険料の第1～3期仮算定分は、4月に通知済です。

うに保険料の納付をお願いします。

### ■ 保険料額

仮算出した1期から3期(年金天引きの場合)は4月、6月、8月の年金支給時)までの保険料を、年間保険料額から差し引き、残りの額を7月以降の各納期(年金天引きの場合は10月、12月、2月の年金支給時)で納付していただきます。

### ■ 保険料段階

保険料は所得等にに応じて11段階に分かれており、基準額は年額7万6800円です。この金額は、本年度から平成32年度までの3年間は同額です。

### ■ 納付方法

年金天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」がありますが、納付方法の選択はできません。

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の方は、条件が整うと自動的に「特別徴収」になります。詳しくは納入通知書に同封されるリー

フレットをご覧ください。

### ■ 普通徴収

年金が年額18万円以上でも新たに65歳になられた方や、特別徴収で納付している方も他の市区町村から転入したり、収入申告をやり直したりして保険料の所得段階が変更になった方などは、一時的に普通徴収(納付書または口座振替による納付)となります。納付書での納付を口座振替にしたい場合は、新たに口座振替のお申し込みが必要です。今まで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、お申し込みが必要です。

### ■ 他市区町村からの 施設入所

他市区町村から松本市内に所在する介護保険施設等に入所・入居し、住民票の住所もその施設に移した方は、特例として前にいた市区町村の介護保険をお使いいただき、保険料も前の市区町村から課されます。これを「住所特例」といいます。該当施設に入所・入居された方は、前の市区町村へ届け出が必要となります。

ご不明な方は、入所・入居前の市区町村または高齢福祉課へお問い合わせください。



## 減免制度

昨年の所得(収入)が一定額以下の世帯で、失業、災害などにより、一定以上の所得(収入)減少、損害を受けた場合には、申請により国民健康保険税の所得割額と介護保険料の一定割合が減免されることがあります。お問い合わせは事前に保険課までお願いします。なお、納期限7日前までにご相談ください。

